

日本心臓血管外科学会「特定行為研修修了者の会」内規

(名称)

第1条 この会は、日本心臓血管外科学会「特定行為研修修了者の会」という。

(適用)

第2条 本会は、この内規により運営する。

(入会資格)

第3条 本会は、看護師の特定行為に係る研修制度における研修を修了し、主に心臓血管外科の診療業務に携わっている看護師を構成員とする。日本心臓血管外科学会の基本理念および本会の目的に賛同し、入会申込書を提出することで入会することができる。

(目的)

第4条 本会は、医師との協働および多職種連携によるチーム医療を推進し、心臓血管外科領域において、患者中心の医療の提供、医療の質・安全性の向上、持続可能な医療システムの構築を実現するための活動を行う。

(業務)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、以下の業務を行う。

1. 構成員の意見を集約するためのアンケートおよび実態調査、会合などの開催
2. 集約した意見・協議内容についてのチーム医療推進委員会での提案
3. 心臓血管外科に関する知識、技術、態度の研鑽を目的とした研修の開催
4. 特定行為研修修了者を必要としている施設の把握および導入サポート
5. 看護師の特定行為研修に関連するアウトカム調査・分析のための業務
6. その他前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第6条 前条の業務を円滑に進めるため、本会には「代表者会」を設置する。代表者会は、全体代表、全体副代表、地域代表、地域副代表をもって構成する。

1. 全体代表は、代表者会を代表し、すべての業務を総括する。
2. 全体副代表は、全体代表を補佐する。
3. 地域代表は各地区を代表し、全体代表と共に代表者会の中心的業務を執行する。
4. 地域副代表は、地域代表を補佐する。

(選任等)

第7条 全体代表、全体副代表、地域代表は代表者会から選任し、チーム医療推進委員会委員長の承認のうえ、理事長が委嘱する。

1. 全体代表、全体副代表、地域代表の任期は任命された年次総会から次回の年次総会までの2年とする。ただし下記期限内であれば再任することができる。
2. 全体代表、全体副代表の任期は原則2期4年までとする。
3. 地域代表は原則2期4年とするが、再任可能とする。
4. 全体代表および全体副代表については地域代表と兼務可能とする。
5. 次期全体代表、次期全体副代表、次期地域代表は、任期終了年の12月までに代表者の会で案を作成・共有し、チーム医療推進委員会委員長の承認を得て決定する。
6. 地区別の分類および地域代表の人数は以下を目安とする。

地区名	(地域代表／地域副代表)
北海道	1名／1名
東北	1名／1名
東京	1名／1名
関東甲信越	1名／1名
中部／北陸	1名／1名
近畿	1名／1名
中四国	1名／1名
九州／沖縄	1名／1名

(召集等)

第8条 代表者会における会議を「代表者会議」と称し、会議の目的とする事項を示して全体代表が召集する。

1. 代表者会議の議長は、全体代表とする。
2. 全体代表が欠けた場合は、全体副代表を議長とする。
3. 代表者会議は、毎年2回以上開催する。また理事が必要と認めた場合には、臨時会議を開催することができる。
4. 代表者会議では、以下の事項について検討をおこない議決する。
 - ・当該年度における意見集約および活動計画
 - ・全体代表、全体副代表、地域代表の選任または解任
 - ・内規の変更
 - ・その他、本会の運営に関する重要事項
5. 議長が必要と認めたときは、持ち回り会議とすることができる。

(総会)

第9条 総会は、毎年度日本心臓血管外科学会学術総会開催期間中に開催する。チーム医療推進委員会委員長が必要と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。

1. 総会は、すべての会員で構成する。
2. 総会では、代表者会議における検討事項を議決する。
3. 総会の議長は、全体代表とする。
4. 全体代表が欠けた場合は、全体副代表を議長とする。

(定足数等)

第10条 総会は、構成現在員数の過半数が出席しなければ開会することができない。なお、委任を表明した者については出席したものとみなす。

1. 第8条の代表者会議は、地域代表の過半数が出席しなければ開会することができない。なお、委任を表明した者については出席したものとみなす。

2. 代表者会議および総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 日本心臓血管外科学会の役員および理事は、代表者会議および総会に出席して意見を述べるができる。
4. 代表者会議および総会はWeb上でも開催することができる。
5. 代表者会議、総会の開催後には、出席者は交代で議事録を作成し、全体代表の確認の後にチーム医療推進委員会委員長と共有する。

(内規の変更)

第11条 この内規は、代表者会議および総会での議決を経て、理事会の承認を受けて変更することができる。

附則

この内規は、2022年7月1日から施行する。